

会 議 の 経 過

1 開 会 午後3時

(教育長)ただいまから令和8年第4回倉吉市教育委員会定例会を開会します。

2 前回議事録承認 現在議事録作成中

3 会議録署名委員の選出 梅田委員

4 議 案

(1) 議案第4号 倉吉市学校運営協議会規則の制定について

(資料により学校教育課長説明)

教育長 説明がありましたが、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

委員 3ページの4条の委員の任命と5条の任期についてですが、以前の教育委員会の中で、長期化を避けた方がいいんじゃないかとか、それから議員さんの就任はどうなのか、避けた方がいいんじゃないかということがありましたが、今回の改定にあたってその辺りの考えを教えてください。

学校教育課長 まず委員の任期につきましては第5条にありますように、任命を受けた日から当該任命を受けた日の属する年度の末日までとするとなっております。ただし、委員は再任されることができるとございますので、何年間かしていただくということは可能かとは思いますが。ただ学校運営協議会の趣旨から考えまして、やはりこの活動の目標に見合った活動をしていただける委員さんに担っていただくことがすごく大切だと思いますので、その辺りは学校長を中心に、コーディネーターの皆さんなどと、しっかり話し合いをした上で、地域の方々の中からどなたになっていただくかということは、協議が必要なことだと思っています。

それからもう一つ議員さんにつきましては、この協議会の委員としては考えていないということでお願ひしたいと思ひます。

委員 ありがとうございます。

上場企業等で株主総会の資料の中には、監査役は何回取締役会に出席したかとか、監事は何回出席したかというのを表示するようになっていまして、今おっしゃったように、適宜適正に校長先生を中心に、任期とか出席状況とか、あと以前話があった高齢者ばかりになってしまわないようにということもありましたので、その辺りをバランス良くお願ひしたいと思ひます。

教育長 ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

委員 質問です。この委員というのは、人数は何名までとか決まっているのですか。

学校教育課長 地域学校委員会の時には内規的に大体10名となっておりますが、この中では特に人数を数値として挙げておりません。第4条の第3項に委員の定数は校長と協議の上、教育委員会が定めるとありますので、ここに書いてある協議の(1)から(7)に当てはまるぐらいの人数プラスアルファという考え方でいけばいいかなとは思っております。

ただ例えば打吹小学校ですとか久米小学校ですとか、統合した学校につきましては、各地区から委員さんに入っていただくというのがすごく大切になりますので、他の小・中学校と比べたら少し人数が多くなることはやむを得ないと考えております。

委員 よくわかりました。ありがとうございます。

教育長 その他もしありましたら。
 では第4号については、よろしいでしょうか。
 (委員意見なし 議決)

(2) 議案第5号 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

教育長 では次に、第5号倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正についてです。教育総務課、お願いします
 (資料により教育総務課長説明)

教育長 ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。
 現状に沿って正しく表記というようなことになっておりますので。では、これでよろしいでしょうか。
 (委員意見なし 議決)

(3) 議案第6号 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

教育長 それでは、次に参ります。議案第6号倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について、学校教育課お願いします。
 (資料により学校教育課長説明)

教育長 説明がありました。ご質問等はいかがでしよう。

委員 質問ですが、学校研修主事を置くこととするということで、必要がなければ置かなくてもいいということで、判断すればいいのかということと、どんな仕事をされるのか、教務主事とかそういったこととは違うということと理解すればいいのか教えてください。

学校教育課長 研修主事につきましては、一般的に教員というのは、研修する義務がございますので、その教員の研修を主に司るのが、この研修主事ということになります。置くということが原則として、ただし12ページの第19条の6にございますが、特別な事情のある時にはこれを置かないことができるとしておりますので、原則置くけれども、どうしても、例えば配置の人数等の関係で、置くことができないこともあるということです。現在、各小中学校では、必ず研修を担当する教員がいるのですが、例えば小学校でいきますと多くが教務主任等が兼ねている場合があります。それがかなりの仕事の分量であるにも関わらず、研修ということの正式な仕事の役割というのがないのですが、ここで研修主事とすることで、独立した名前を持った役職になりますので、先生方の研修を司って、先生たちが研修をすることがすごく大切なんだということが、よりはっきりするということになろうかと思えます。

 先ほどの説明の中でもう一つ抜けておりました。第19条の4のところをご覧ください。生徒指導主事に関するものですが、改正前は中学校に生徒指導主事を置くとなっていましたが、改正後は学校に生徒指導主事を置くとなりました。こちらは小学校にも置くということを含んでおります。これも先ほどと同様で、ただし特別の事情がある時には、これを置かないことができるとしております。

教育長 生徒指導主事、研修主事ということで、新たにということですけど、研究主任とかそういう役割はどの学校にもこれまでもあって、かなりの分量の仕事はしてもらっていた人が、これにスライドしていくのかなと思います。

委員 かえって教員の負担が増えるのかなというふうに思います。要するに今まで兼務というか、1人の方が担っていたものを、役割を分けるんだけど、また同じ人が両方の役割をするんじゃないかなというふうに思ってみたり。ちょっとうがった言い方かもしれませんが、その辺りもバランス良く、学校の規模にもよるでしょうし、それから研修だと教科だけじゃなくて、すべての研修、いわゆるガバナ

ストか、コンプライアンスとかいろいろなものも含めて研修をされるんじゃないかと思いますが、しっかりと研修は研修でやっていただきたいと思います。

学校教育課長 ありがとうございます。

教育長 その他はよろしいでしょうか。

よろしければ、これはこれで認めていただくということでもよろしいでしょうか。

(委員意見なし 議決)

(4) 議案第7号 倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部改正について

教育長 では議案第7号になります。これは倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部改正について、学校教育課お願いします。

(資料により学校教育課長説明)

教育長 これは名称変更ですので、よろしいでしょうか。

(委員意見なし 議決)

(5) 議案第8号 倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について

教育長 では次に、第8号になります。倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について。これも学校教育課お願いします。

(資料により学校教育課長説明)

教育長 範囲を広く非常勤の先生方にも広げたということになりますが、よろしいでしょうか。

(委員意見なし 議決)

(6) 議案第9号 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

教育長 それでは次に第9号になります。倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について、給食センターお願いします

(資料により学校給食センター所長説明)

教育長 教員分それから職員分等は、値上がりさせざるを得ない状況であったので、令和7年の中途からとそれから令和8年の頭から上げていくということになります。あとは国の動きはまだ未確定などころもあるので、小学校については財政支援を国が行うと。無償化ではなくて、財政支援だというふうに聞いております。それを行うということですが、少しまだ、選挙の関係もありますし、未確定というような状況での一部改正ということになります。いかがでしょう。

委員 確認ですけど、第1条、公布の日から、公布の日というのがいつかということ、第2条の規定は令和8年4月1日から施行ということですので、公布の日というのはいつになるのでしょうか。

学校給食センター所長 公布の日ですが、おそらく3月終わりの日になるかと思いますが。まだ決裁がおりていないので、そこはまだ未定です。

委員 わかりました。結構です。

教育長 その他についてはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(その他委員意見なし 議決)

教育長 よろしいでしょうか。では、第9号についても議決とさせていただきますと思います。

(7) 議案第10号 倉吉市立学校教職員業務量管理・健康確保措置実施計画について

教育長 では、第10号に入りたいと思います。倉吉市立学校教職員業務量管理・健康確保措置実施計画

について、学校教育課をお願いします。

(資料により学校教育課長説明)

教育長 委員からご意見をいただいたところも、入れさせていただきましたが、いかがでしょう。

委員 今年度途中に確認ということで、時期は年度途中なので、各学校ということになろうかと思いますが、総合教育会議が年2回、現在開催されていますけども、その中でも年度途中の評価の進捗状況について報告を考えておられるのかどうか教えてください。

学校教育課長 総合教育会議が3つの時期に開かれるのかということに少し関わってくると思いますけれども、年度の初めにはこういう計画でいきますというご報告と、それからおおよそ多分2回くらい、毎年だいたい2回開かれていると思いますので、2回目の開催が例えば、9月から12月のいわゆる2学期の間でしたら、進捗を途中で報告させていただくことになろうかと思います。3学期に報告ということになりますと、年度全体の報告及び次年度に向けての計画等も、加えて報告できることもあるかなとは思っております。

委員 ありがとうございます。

事務局長 この法の趣旨からいきますと、総合教育会議には年度末に結果を報告、それから公表ということになっておりますので、具体的にどこまで書けるかというところもあるんですけど、今6ページの表記に総合教育会議にて審議となっておりますが、もう一度この文言は、検討させてもらいたいと思っております。基本的には、審議する事項ではないのかなと理解をしておりますので。

それから表紙の方を見ていただきますと、令和8年4月に教育委員会が策定ということになっております。法の施行が4月1日からということで、全国的な例でいきますと、もう例えば、1月、2月に策定したところはその日付を入れているところもありますし、この4月施行に合わせて4月としているところもありまして、一応倉吉は4月としています。こども、よくよく精査をしていきたいと思っております。全国的には鳥取県は4月で、鳥取県教育委員会は令和8年4月としているようなんですけども、よく計画を策定した時点で、日付確定したりしていますね。この期間が4月からというふうに謳えば問題ないのかなと思っております。こども調整事項ということで。すみません。よろしく申し上げます。

委員 前向きな検討会をされるんじゃないかなということで、結構でございます。

教育長 では、よろしいでしょうか。

(委員意見なし 議決)

(8) 議案第11号 倉吉市教育行政各基本施策重点事業について

教育長 では第11号になります。令和8年度倉吉市教育行政各基本施策重点事業について、事務局長からお願いします。

(資料により事務局長説明)

教育長 少し形が変わってというところがございますが、何かありましたらお願いいたします。

委員 教育目標3の⑩の安心して教育を受ける機会の推進というところで、心の健康観察記録システムというのは、以前お話を聞きましたか。どういうものになりますか。

学校教育課長 こちらは本課にあります情報教育指導員が中心となって作成した、専用のアプリです。子供たちのタブレットにそのアプリが入っておりまして、朝登校した時にそれを立ち上げて、今日の気持ちを選んでピッと押すと、今日は例えば元気であるとか、少し元気がないとか、眠たいとか、そういうようなことを一気に情報を送って、受け取る教員が子供たちの今日の様子をずっと見ていられるというか、それを蓄積しながら子供たちの全体を見たり、それからその日の子供たちの様子で、担任など

と連携して、声を掛けたりするようなことに使うものでございます。

朝の会とかで、健康観察というのをだいたいしています。それは本当に、体が元気か元気じゃないかということ伝えるものですが、むしろこちらは、心の中がどうであるかということを経常記録をして、それを教員の方に出すというようなものです。

委員 わかりました。ありがとうございます。

事務局長 これまでは気持ちメーターというものを、県費で一部の学校に導入をしておりましたけども、これを教育委員会事務局に配置している職員の方がアプリを開発してくれて、それで健康観察をしていくということです。このアプリを「HEART」と呼んでいます。

教育長 これはアラート機能とか、ついてますか。

学校教育課長 研修を受けたのですが、細かくは私もわかりません。

教育長 データが蓄積されていって、何かあった時に、「この辺りで何か落ち込んでいるな」みたいなことが見られたりだとか、そういう振り返りもできるし、当然その日のチェックもできるしと。議会でも、こういうものがあればというようなこともあったので、頑張ってもらったと思いますね。ありがとうございます。

委員 特許とか取れるんですか。

教育長 多分、どこかのを参考に作らせてもらったんじゃないかな。

委員 もちろんそうかもしれないですね。

教育長 今後新たな取り組み、こういった来年度、特に重点的に各課でやっていきたいなと思っている中身が、年度年度は出てくるということで、積み重なって5年間、どうだったかなということになるのかなと思っているところでございます。

では、基本施策の重点事業についてもよろしいでしょうか。

(その他委員意見なし 承認)

(9) 議案第12号 令和8年度倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

教育長 では次に行きたいと思います。第12号です。令和8年度、倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、教育総務課からお願いいたします。

(資料により教育総務課長説明)

教育長 ということになりますが、よろしいでしょうか。

(委員意見なし 承認)

教育長 ありがとうございます。

多分この学校医さん、歯科医さん、薬剤師さん等々、今年度は、報酬の引き上げについても、話題には上がってくるのかなというふうには思っております。県立学校は令和8年度から、いろいろと県教委とやりとりをして、上げられるというようなことになっているんですけど。市や町の関係は昨年のお話があって、令和8年度に協議をいたしましよとなっておりますので、そんな話もまた今後出てくるということはお承知おきくださいということです。

(10) 議案第14号 財産の取得に係る意見の申し出について(タブレット購入)

教育長 第14号財産の取得に関する意見の申し出について、タブレット購入のことについて教育総務課お願いします。

(資料により教育総務課長説明)

教育長 更新の時期になりましたので、たくさん更新をして、お金もたくさんかかるということとござい

いますが、県(国)と書いてありますけども、もう国から県にやって来て、県が基金を作って、それで各市町村でやり取りをするということですので、実質は国の補助というようなことになります。

いかがでしょうか。ご質問等ありましたら。

委員

仕組みをちょっとお聞きしたいんですけども。議案14号については、市長に意見を申し出るために承認を求めるということで、承認になったら市長に意見を申し出て、書面を出して、というような手順をちょっと教えてもらえませんか。手順というか、単純に議会に提案する、いわゆる予算化して議会に提案するのではなくて、こういう意見書を出した上で、次の手順を踏んでいかないといけないのかどうかというような、公的な手順がわからないものですから。その辺りを教えていただければと思います。

事務局長

まず財産の購入につきましては、市長が購入するということになりますし、契約等も基本的には市長が契約するというようになります。2,000万円以上の物品、財産等を購入する場合には、議会の議決が必要になるということになります。当然議案の提出も、市長の権限ということになります。教育委員会は、この端末の整備をしたいということで、市長の方に申し出るということになります。仕組み、流れとしましては、買ってくださいと申し出る。買っていただいたものは、すぐに教育委員会の方に財産を引き継ぐということになりますけども、ちょっとこの2,000万円以上というところで、議会の議決要件であったり、教育長の委任事項、事務委任の事項についても2,000万円以上のものは、その委任の対象外ということになっておりますので、教育委員会の方に意見をいただいて、承認をいただくという、ちょっと手続き的なものでございます。具体的に何か買ってくださいと申し出を紙で出すとか、ということではなくて、基本的には予算要求をしてということで、変わるものになるのかなというふうには思っております。

委員

よくわかりました。ありがとうございます。

委員

予算はこれからですか。

事務局長

いえ。これはもう承認は得ておりますけども、これからの契約行為がこれから生じてくるというところで、今の段階で、まず承認をいただきたいというところです。実際に購入するにあたって、予算は基本的には付いているのですけども、実際購入するにあたっては、この交付金ですよ。交付金がベースで補助金をいただくのですが、これから県の方には申請をします。補助の交付決定が出るのが、大体10日ぐらいかなというところです。そこまでこの手続きをしておきたいというところで、本日議案提出させていただきました。

委員

予算化ではなくて、取得についての承認ですね。

事務局長

そうですね。

委員

パソコンは夏休みに配置という話で、それまでは古い分が更新で、最後まで使えるということではないですか。

教育総務課長

はい。今、第1期のタブレットをそのまま8月まで使ってもらって、夏休みに子供が使わなくなった状態に変更していくという計画を立てております。

委員

夏休みの宿題じゃないですけど、夏休み期間中に子供たちがタブレットを使うということは、実際休業中にはあるんですか。

教育総務課長

タブレットの回収は、また別の時期になると思いますので、また時期を揃えて、新しいものをまず購入してから、古いものを引き上げて、というふうに計画しております。

教育長

夏休み中に使う場合は、今使っているものが、引き続き使える状況になっているということでご理解いただければと思います。教員は早めというような話があったんですけど、小学校は種類がiPadからChromebookに変わりますので、Googleの方の操作研修というのを随時、先生方にはし

ていただくというようなことになっています。9月に一斉に切り替わりになるんですけど、その時には先生方には、授業でもきちんと使っていただけるような状態になっていただくというようなことで、早めの更新ということになります。

委員 子供たちが使うものが、新しくなるということでありがたいなと思います。ただ数を見ると、一気に子供たちの分も先生方の分も新しいものにしていかないといけないということなのですが、これは全部、基本的に、先生方で回収をして、新しいものも先生が設定して渡すということになるんですか。市でICT支援員さんが1人しかいないというのが、先生方の負担になるんじゃないかなという心配はしているのですが、その辺りはどうでしょうか。

教育総務課長 購入金につきましては、2月にプロポーザルを行いまして、業者を選定しました。もう使える状態で入れていただくようにということの条件を付しておりますので、あまり手間をかけないようにということで、契約していきます。

教育長 その他よろしいでしょうか。
(その他委員意見なし 承認)

教育長 たくさんありましたが、スムーズな進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。第13号については、また非公開で行わせていただきたいと思います。

5 教育長報告

教育長 次に移りたいと思います。報告ということで、まずは私の報告の方から始めたいと思います。
(資料により教育長報告)

6 報告事項

第3期倉吉市教育振興基本計画基本施策評価シート(新様式)

教育長 倉吉市教育振興基本計画基本施策評価シートの新しい様式にということになりますので、事務局長から報告をお願いしたいと思います。
(資料により事務局長説明)

教育長 どうでしょうか。以前とは様式が全く違ってくるということになります。施策がどうだったかと、何をやったかというのじゃなくて、そのような評価シートになっていると思います。
ちなみにこれはどこかと共通しているシートというようなことになるのですか。

事務局長 はい。これは今、第12期の、前期の総合計画の評価シートをベースに作っております。第12期の後期計画は、またちょっと評価シートが変わってくると思いますが、この令和8年度1年かけて、評価の仕方を検討するとなっております。評価シートもまだ具体的に固まっております。というところで、前期計画の評価シートベースに、これで教育委員会の方は評価していこうと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。
(委員意見なし 承認)

教育長 ということですので具体的な取り組みの中身についての評価を見ていただけるようになったんじゃないかなというふうに思います。ちょっと書く方は大変ですが、よろしくお願いします。

委員 そうですね。大変ですね。

・各課報告

学校教育課

(1) 倉吉市小・中学生リーダー会議(報告会)について

(2) 学校での電磁的記録媒体紛失事案に係る再発防止策について

(資料により学校教育課長報告)

教育長 クラウドが使えるようになる。容易に使えるようになるだけでも全然違ってくると思うので。やっぱり普通のデータをプリントだとか、そのようなものがUSBの中に入っていることがほとんどだと思うので。ただUSBの時代からは、少しずつというか、USBの時代は終わらせていかないといけないなという。そういう思いで、取り組んでいるところでございます。

(3) 令和7年度地域学校委員会開催状況について

(資料により学校教育課長報告)

博物館

(4) 倉吉博物館講座「倉吉絣～美しい絵絣を中心に～」事業報告について

(資料により博物館長報告)

図書館

(5) 第70回倉吉文芸表彰式及び懇談会について

(6) 第14回山上憶良短歌賞表彰式及び鼎談について

(資料により図書館長報告)

学校給食センター

(7) 『くらよし食育だより』3月発行号について

(資料により学校給食センター所長報告)

社会教育課

(8) 「子どもたちを育む愛言葉」について

(9) 倉吉市社会教育委員の委嘱について(訂正含む)

(資料により社会教育課長報告)

教育長 ありがとうございます。報告は以上になりますが、私のものも含めて何かございましたらお願いいたします。お願いします。

委員 たてのさんの絵本原画展は、小学校の全員が観に行くとかは、企画されておられないでしょうか。

博物館長 小学校も保育園も、お願いするようにはしております。

そして絵本ということで今現在、鳥取県内の図書館に、チラシ、ポスター或いは関連図書の展示をお願いをしております、ご協力いただけるということです。県内の図書館でも、ご協力をいただくように進めております。

委員 ありがとうございます。ぜひ、実現させてください。

博物館長 ありがとうございます。

教育長 その他いかがでしょう。

委員 すみません、もう一つ。「子どもたちを育む愛言葉」は、良いのができたと思います。

社会教育課長 ありがとうございます。

- 委員 広報の仕方はどのように考えておられるのか、教えてください。
- 社会教育課長 新たに「子どもたちを育む愛言葉」のチラシを作成させていただきます。これとは別のもの、デザインを新たに、作成したいと思います。そのチラシを活用して、啓発を進めたいと思いますが、まずは赤ちゃんがお生まれになったご家庭や、その後の健診受診の際ですとか、こども園等に配らせていただきたいと思います。もちろん小学校中学校のみなさんのご家庭にも、届けさせていただきます。と思っています。
- 委員 ぜひ幅広く、大きなポスターも作っていただいて、すべてのコミセンに提示をしたり、ぜひ市報にも掲載をして周知というか、毎回でなくても結構ですけども、知らせてあげていただければと思います。よろしくお願いします。
- 社会教育課長 あらゆる機会を通じて、啓発をしていきたいと思います。ありがとうございます。
- 教育長 覚えてもらわないといけませんからね。
- その他どうでしょう。よろしいでしょうか。では、報告は以上にしたいと思います。

7 議案

議案第13号 市立中学校教職員の処分について

【以下 非公開】

8 その他

報告事項

①校区外・区域外就学

【以下 非公開】

②不登校・問題行動・長期欠席

【以下 非公開】

【以下 公開】

教育長 以上で、教育委員会定例会を終わりたいと思います。

5月の定例会の日程について調整し、次の通り決定

倉吉市教育委員会5月定例会

開催日時:令和8年5月29日(金)午後1時

場 所 :倉吉市本庁舎 大会議室

9 閉会